

大台町地域おこし協力隊設置要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、人口減少と高齢化が進む本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持・強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知）に基づき大台町地域おこし協力隊員（以下「協力隊員」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(協力隊員の委嘱)

**第2条** 協力隊員は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者のうちから、町長が委嘱する。ただし、大台町集落支援員からの委嘱については、集落支援員に委嘱される前の状況により要件を満たすかどうか判断する。

- (1) 委嘱される前に本町の区域内に住所を定めたことがない者
- (2) 三大都市圏をはじめとする都市地域等に現に住所を有する者
- (3) 委嘱の日において18歳以上50歳未満の者
- (4) 心身が健康で、かつ、地域協力活動に意欲と情熱を持っていると認められる者

(協力隊員の募集)

**第3条** 協力隊員は、原則として公募により募集する。

(協力隊員の義務)

**第4条** 協力隊員は、第2条の規定により委嘱された後、直ちに本町の区域内に住所を定めなければならない。

(身分)

**第5条** 協力隊員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤職員とする。

(任用期間)

**第6条** 協力隊員の任用期間は1年以内とする。

- 2 協力隊員の任用は、町長が必要と認めるときは、3年以内に限り、1年ごと延長して任用することができる。

(職務)

**第7条** 協力隊員は、地域力の維持・強化に資する次の各号に掲げる職務を遂行するものとする。

- (1) 農林水産業の従事等
- (2) 水源保全・監視活動
- (3) 環境保全活動
- (4) 住民の生活支援
- (5) 地域おこしの支援
- (6) その他、地域力の維持・強化に資するため必要な活動

(協力隊員の遵守事項)

**第8条** 協力隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 居住地及び協力活動地域、団体等における住民その他関係者との信頼関係の保持に努めること。
- (2) 任期中は、常に所在を明らかにしておくこと。
- (3) 協力活動時間外であっても本町内の行事、風習等の情報収集に努めること。
- (4) 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること。
- (5) 身体の不調又は協力活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに町長に届け出ること。

(必要経費の予算措置)

**第9条** 町長は、第7条に規定する職務に必要な経費については、毎年予算の範囲内で措置するものとする。

2 前項の予算については、協力隊員の属する所管課が措置する。

(報酬)

**第10条** 協力隊員の報酬は、大台町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年大台町条例第33号）の規定に基づき、支給する。

(町の役割)

**第11条** 町は、協力隊員が円滑に活動できるように、次に掲げる事項を行い、協力隊員活動を支援するものとする。

- (1) 協力隊員の年間協力活動計画の作成
- (2) 協力隊員の行う協力活動に関する総合調整
- (3) 協力隊員の配属先との調整及び住民への周知
- (4) 協力隊員の行う協力活動終了後の定住支援
- (5) その他協力隊員の行う協力活動に関して必要な事項

2 前項の事項については、協力隊員の属する所管課が管理する。

(身分証の携帯等)

**第12条** 協力隊員は、職務を遂行するときは、常に大台町地域おこし協力隊員身分証(様式第1号。以下「身分証」という。)を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(活動報告)

**第13条** 協力隊員は、毎月の活動について、地域おこし協力隊員活動報告書(様式第2号)を作成して、翌月10日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、臨時に又は個別の事項について、地域おこし協力隊員活動報告書の提出を求めることができる。

(緊急通報)

**第14条** 協力隊員は、前条の規定に関わらず、緊急性が高いと判断できる事項については、最も迅速に伝達できる手段により、町長にその状況を報告し、指示を受けなければならない。

(秘密の保持)

**第15条** 協力隊員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(退任)

**第16条** 協力隊員は、任期の途中において退任しようとするときは、退任しようとする日の30日前までに町長に退任願(様式第3号)を提出しなければならない。

(解任)

**第17条** 町長は、協力隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解任することができる。

- (1) 前条の規定により退任の申出があったとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 協力隊員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、解任することが適当と町長が認めたとき。

2 前項の規定により解任された者は、直ちに身分証を町長に返納しなければならない。

(免責事項)

**第18条** 町は、前条の規定による協力隊員の解任に伴い協力隊員に生じる不利益その他の損害については、一切の責を負わない。

(その他)

**第19条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

**附 則**

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

様式第1号（第12条関係）

様式第2号（第13条関係）

様式第3号（第16条関係）